

鳥取市補助金カルテ

NO.	009	担当課	人権推進課	外線	0857-30-8071
適合性判定	適切		予算措置 令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市人権教育協議会補助金				
概要	鳥取市人権教育協議会の活動費補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2301）人権尊重社会の形成				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	人権市民集会参加者の満足度				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	人権推進総務費
歳出事業名	市人権教育協議会補助金				
R8予算	2,343千円				
R8予算 積算根拠	事業に要する経費（負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	0	2,514	
		R6	1	2,755	
		R5	1	2,754	
		R4	1	2,855	
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市人権教育協議会
交付要件	鳥取市人権教育協議会
対象経費	会議費、研修費、啓発活動費、通信費、負担金、事務費、活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	58.4%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-5～2-7 さまざまな人権課題の解決を図ることは行政も行うべきだが、関係諸団体と連携し行うことでより人権教育・啓発の推進が図られるため。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市人権教育協議会規約により「事務局を鳥取市人権推進課内に置く」としている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	010	担当課	人権推進課	外線	0857-30-8071
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市人権情報センター補助金				
概要	公益財団法人鳥取市人権情報センターの運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2301）人権尊重社会の形成				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	賛助会員数、講座・セミナーの実施回数と参加者数、相談・助言の件数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	人権推進総務費	
歳出事業名	市人権情報センター補助金					
R 8 予算	34,468千円					
R 8 予算 積算根拠	事業に要する経費（会費収入、事業収入その他の収入を財源とする経費を除く。）に10分の10を乗じて得た額			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	1	34,468
				R 6	1	33,310
				R 5	1	32,110
				R 4	1	32,200
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益財団法人鳥取市人権情報センター
交付要件	公益財団法人鳥取市人権情報センター
対象経費	部落問題をはじめとする人権問題に関する情報及び資料の収集及び提供、調査研究、啓発及び相談に関する事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実地検査で書類等証憑を確認している

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	87.3%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	○

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-4～2-7 差別のない人権尊重都市鳥取市の実現に寄与するために行う事業の円滑な実施を促進するため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	011	担当課	人権推進課	外線	0857-30-8071
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市人権啓発企業連絡会補助金				
概要	鳥取市人権啓発企業連絡会の活動費補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2301）人権尊重社会の形成				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	研修会の開催回数、参加者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	人権推進総務費	
歳出事業名	推進団体支援事業					
R8予算	633千円					
R8予算 積算根拠	研修・啓発事業に係る事業費 ・新入社員研修会 20千円 ・登録担当者研修会 190千円 ・登録代表者・担当者研修会 250千円 ・リーダー養成講座 165千円 ・研修教材作成等 8千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	1	633
				R6	1	633
				R5	1	633
				R4	1	424
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市人権啓発企業連絡会
交付要件	鳥取市人権啓発企業連絡会
対象経費	人権課題の解決のために行う研修及び啓発事業の経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-5～2-7 人権課題の解決に向けた活動は、行政もすべきだが、企業が互いに連携し行う活動を支援することでその推進を図っているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	012	担当課	人権推進課	外線	0857-30-8071
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会補助金				
概要	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の活動費補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2301）人権尊重社会の形成				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	小地域懇談会の実施率				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	人権推進総務費	
歳出事業名	市人権啓発推進協議会連合会補助金					
R8予算	9,419千円					
R8予算 積算根拠	事業に要する経費（会費等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	1	9,492		
		R6	1	9,251		
		R5	1	9,248		
		R4	1	9,380		
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会
交付要件	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会
対象経費	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の活動に要する経費（会費等の特定財源を除く。）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	97.0%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5～2-7 人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進するためには、各地区同和教育推進協議会等との連携が必要となるため。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会規約より「事務局は鳥取市人権推進課内に置く」としているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	013	担当課	人権推進課	外線	0857-24-8241
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市子どもの居場所づくり補助金				
概要	子どもの居場所づくりに取り組む民間団体等の地域食堂事業の立ち上げや地域食堂事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	小学校区に1食堂を開設。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費	
歳出事業名	子どもの居場所づくり推進事業費					
R 8 予算	19,858千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・事業立ち上げ支援： 3団体4食堂×1,520千円(上限額)＝6,080千円 ・事業費： 29団体30食堂 13,778千円			R 7 (見込)	26	14,102
				R 6	24	14,153
				R 5	22	17,772
				R 4	16	6,682
				補助率・補助額		
特定財源	国費			上限額	3,520千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内で地域食堂を運営する団体
交付要件	補助対象事業を公正、中立かつ効果的に実施することができる民間団体等とし、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。 ・団体の本拠としての事務所を県内に有し、市内でも活動する団体 ・代表者が明らかであること ・社会福祉法人又は政治活動、宗教活動若しくは営利事業を目的とする団体ではないこと ・暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
対象経費	・事業立ち上げ支援： 修繕費、備品購入費 等 ・事業費： 使用料、需用費、報償費 等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 国制度に準じ人件費を補助対象としており、補助率を1/2以上としている。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	014	担当課	人権推進課	外線	0857-24-8241
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	地域食堂拠点・困り事解決支援事業				
概要	地域食堂を地域のプラットフォームとし、さまざまな地域課題の解決を試みる活動を実施する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	R7	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	社会的孤立をはじめとする地域課題の解決				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	人権交流プラザ管理費	
歳出事業名	地域共生社会推進・包括的支援事業費					
R8予算	1,400千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	4団体×350千円(上限額)			R7 (見込)	3	660
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	350千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	地域食堂運営団体、地域食堂を核とした住民団体
交付要件	地域食堂を運営する団体であって、代表者が明らかであり、団体の本拠を鳥取県内に有し鳥取市内でも活動する団体（社会福祉法人又は政治活動、宗教活動若しくは営利事業を目的とする団体が行う活動は対象外）が行う、地域住民のニーズ・生活課題の把握や活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する「居場所づくり」などの事業
対象経費	給料（正規職員を除く）、報酬（役員を除く）、報償費、需用費（消耗品費（単価100千円未満のもの）、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費（郵便料、運搬料のみ）、保険料、手数料）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4～2-6 課題を抱えた方の居場所となる地域食堂が地域に必要な社会資源となるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-